

○富士見市公共工事前金払取扱要綱

平成6年4月28日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる公共工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）で1件の請負代金額が200万円以上のもの
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量（以下「設計等」という。）で1件の委託金額が300万円以上のもの

(前金払の割合等)

第3条 前金払の金額は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前条第1号に掲げる公共工事 1件の請負代金額の10分の4
  - (2) 前条第2号に掲げる公共工事 1件の委託金額の10分の3
- 2 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額又は委託金額（以下「契約金額」という。）に対してすることができる。
- 4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(前金払の請求等)

第4条 前金払を受けようとする受注者は、契約締結後、遅滞なく前払金請求書（別記様式）に公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の発行する前払金に係る保証証書を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、同項の当該請求書を受理した日から起算して14日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

（前払金の金額の変更）

第5条 市長は、前払金を支払った後、契約内容の変更により契約金額に著しい増額が生じたときは、変更後の前払金の金額に相当する額から既に支払った前払金の金額を差し引いた金額以内の額を追加して支払うことができる。この場合において、請求及び支払については、前条の規定を準用する。

2 建設工事の前払金の支払を受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金の金額が変更後の契約金額の10分の5を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内に部分払の支払をしようとするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 設計等の前払金の支払を受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金の金額が変更後の契約金額の10分の4を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、契約残期間が30日未満のときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

（前払金の使途制限）

第6条 前払金は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに掲げる経費以外の支払に充てることはできない。

(1) 建設工事の請負契約 当該工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払

運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 設計等の業務委託契約 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の返還)

第7条 前払金の支払を受けた受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の前払金の返還は、市長の指定する期日までに行わなければならない。

(遅延利息)

第8条 市長は、受注者が、第5条第2項若しくは第3項に規定する期限までに超過した額を返還しなかったとき、又は前条第2項に規定する期日までに前払金を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期限又は期日を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときはその端数を、当該額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士見市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この規則の施行の日以後に行われる起工又は実施に係る契約について適用し、同日前に行われた起工又は実施に係る契約については、なお従前の例による。